

特定非営利活動法人 渋谷区サッカー協会

定 款

2019 年 2月 1日 改訂施行

特定非営利活動法人渋谷区サッカー協会定款（改訂）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人渋谷区サッカー協会と称し、英文表記は **Shibuya Football Association**（略称 **SFA**）とする。

（事務所等）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

（目的）

第3条 この法人は、東京都渋谷区を中心として広く一般市民（渋谷区在住・在学・在勤者・在クラブ）に対して、サッカー（フットサルを含む）の普及および振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）学術、文化、芸術またはスポーツの普及および振興を図る活動
- （2）社会教育の推進を図る活動
- （3）まちづくりの推進を図る活動
- （4）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- （1）サッカー（フットサルを含む）の大会、競技会の開催事業
 - （2）サッカー（フットサルを含む）の技術の研究および指導等の人材育成事業
 - （3）生涯スポーツに関する講習、情報収集および研究等共同事業
 - （4）ホームページの運営、印刷物の刊行による普及啓発事業
 - （5）サッカー（フットサルを含む）の普及を目的とする他団体との情報交換および交流事業
 - （6）スポーツ施設の管理運営事業
 - （7）その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- （1）飲料、衣料品、用具等の販売事業
 - （2）ホームページおよび印刷物等の広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局及びその他必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が任免し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

4 この法人に、代表理事の諮問に応じて、法人の活動や運営に助言をすることができる顧問を置くことができる。

5 顧問は理事会で選出し、代表理事がこれを任免する。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 解散時の残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

2 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から代表理事が指名する。

- 2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第29条 総会及び理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会及び理事会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員又は理事（以下「構成員」という。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各会議の構成員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前条及び次条第1項の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、構成員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 会議の決議があったとみなされた日および構成員総数
- (4) 議事録の作成に関わる職務を行なった者の氏名

第5章 資産

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経て次の総会に報告することとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第9章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定めることができる。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 理事 宗宮 震太郎

副代表理事 横山 修 篠田 藤行

理 事 石河 進 福井 和平

監 事 宮川 俊晴

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日決算に係る通常総会の終結時までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人

の成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員（個人） 入会金 0円 年会費 5000円
- (2) 賛助会員（個人）入会金 0円 年会費 一口10000円（一口以上）
（団体）入会金 0円 年会費 一口10000円（一口以上）
- (3) 一般会員（個人）入会金 1000円 年会費 0円
（団体）入会金 0円 年会費 50000円

施行日 2019（平成31）年 2 月 1 日 （第1回 改訂）